

## 議案第 4 1 号

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 2 8 年山陽小野田市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

第 3 条中「償却資産（）」の次に「所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、適用日以降に認定を受けた認定事業者が新設し、又は増設する特定業務施設について適用し、適用日前に認定を受けた認定事業者が新設し、又は増設する特定業務施設については、なお従前の例による。

議案第41号参考資料

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。以下「特別償却設備」という。)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(以下「特別償却設備」という。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当</p>

並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税又は固定資産税の税率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税又は固定資産税の税率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)